

家庭医療後期研修プログラムの認定に関する細則

2011年1月9日制定

2012年12月17日改定

2015年3月29日改定

2017年8月6日改定

2018年11月10日改定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱（以下、要綱という）を施行するにあたり、家庭医療後期研修プログラム（以下、プログラムという）の認定に関する要綱第6、7、9、10条の運用に必要な細則をここに定める。

（プログラムの期間）

第1条 プログラムの期間は3年間とする。

2 3年間を超えるプログラムも認める。その場合は認定されたプログラムの期間の満了を、要綱第16条でいう後期研修の修了の要件とする。

（プログラム内容）

第2条 プログラムは、家庭医療専門研修と家庭医に必要な領域別研修とで構成する。

（研修施設）

第3条 プログラムには、次の2つの施設が必要である。

- (1) 家庭医療専門研修を行うための、主として家庭医療を実践している診療所または小病院
- (2) 家庭医に必要な領域別研修を行うための病院または診療所

（家庭医療専門研修）

第4条 家庭医療専門研修は第3条の(1)に定める施設で、6ヶ月以上行わなければならない。この施設では家庭医療専門研修の全期間を通して要綱第3条別表に従った研修ができなければならない。

2 家庭医療専門研修には、生活習慣病などの慢性疾患に対する継続的な外来診療、及び、在宅患者に対する計画的な訪問診療の研修を加えなければならない

3 家庭医療専門研修は原則としてブロック単位での研修とするが、週1日4か月、週半日8か月の研修経験をブロック研修期間1か月と置き換えることができる。その場合は、家庭医療専門研修を1つの研修施設にて行うこととする。

（必修の領域別研修）

第5条 領域別研修は病院で内科の入院および外来研修を6ヶ月以上、小児科の入院および外来研修を3ヶ月以上行うことを必須とする。内科、小児科ともに連続した期間であることが望ましい。

- 2 内科は臓器別内科でない総合（一般）内科、総合診療科とする。ただし、家庭医の研修に必要な範囲内で臓器別内科が含まれていてもよい。
- 3 小児科は総合的に小児科領域の研修ができる施設でなければならない。

（望ましい領域別研修）

第 6 条 次の領域の研修を病院または診療所で行うことが望ましい。その研修期間はプログラム毎に設定でき、必ずしも連続した期間でなくてよい。研修が行えない領域は、家庭医療専門研修の中で指導できるよう努めなければならない。

- (1) 一般外科
- (2) 産科婦人科
- (3) 精神科または心療内科
- (4) 救急医学
- (5) 整形外科
- (6) 皮膚科
- (7) 泌尿器科
- (8) 眼科
- (9) 耳鼻咽喉科
- (10) 放射線科（診断・撮影）
- (11) 臨床検査・生理検査
- (12) その他の選択科

（人員）

第 7 条 プログラムの管理・運営・教育の中心的な役割を果たす人員として次の者を置かなければならない。

- (1) 要綱第 7 条に定めるプログラム責任者を 1 名
- (2) 本細則第 4 条に定める研修においては、要綱 28 条に定める認定指導医を、その施設で同時に家庭医療専門研修中の専攻医 3 名に対して 1 名以上
- (3) 各領域別研修の指導医を各領域毎に 1 名以上（当該専門領域の学会が定める指導医資格は必要としない）

（協力者）

第 8 条 プログラムにおける教育には、医師だけでなく医療関係職種、保健・福祉関係職種、地域の住民、医療機関の利用者などの協力を得られるようにしなければならない。

（認定の申請）

第 9 条 要綱第 6 条によりプログラムの認定を受けようとするときは、プログラム責任者の候補者が認定審査料 20,000 円を添えて様式プログ-1 により申請しなければならない。

- 2 認定の申請期間は毎年 6 月の 1 ヶ月間とする。

(プログラム認定の審査)

第 10 条 専門医制度認定委員会は、本細則第 9 条の申請があったときは審査し、プログラムの認定およびプログラム責任者の認定のどちらも可としたときは理事会に諮る。

2 専門医制度認定委員会は、前項の審査において申請者を会議に招請し、または委員が現地に赴いて必要な調査をすることができる。

3 専門医制度認定委員会は、申請締め切り前に、申請しようとする者に対して申請内容について助言をすることができる。

4 専門医制度認定委員会は、認定を否としたときは、その理由を添えて速やかに申請者に通知しなければならない。

(プログラム認定の手続き)

第 11 条 理事会は、専門医制度認定委員会から認定可との審査結果が諮られたときは、承認の可否を決し、申請者に通知しなければならない。その際に、不承認の場合はその理由も通知しなければならない。

2 プログラム責任者の候補者は、前項の承認がなされてから 30 日以内に認定料 50,000 円を納めなければならない。

3 理事長は、前項の認定料の納付を確認したら速やかに家庭医療後期研修プログラム認定証を交付する。この認定証の交付をもってプログラム責任者も認定したものとみなす。

4 認定証には次の事項を記載する。

- (1) 認定番号
- (2) プログラム名称
- (3) プログラム責任者氏名
- (4) 証文
- (5) 認定年月日
- (6) 認定有効期間
- (7) 理事長の氏名、公印

(認定プログラムの公表)

第 12 条 認定されたプログラムの名称、所在地、連絡先およびプログラム責任者の氏名は学会が管理するウェブサイト内に掲載して公表する。

(認定の更新の申請)

第 13 条 プログラム責任者は、プログラム認定の更新を受けようとするときは、専門医制度認定委員会が定める期日までに更新審査料 10,000 円を添えて様式プログ-2 により申請しなければならない。

(認定の更新審査)

第 14 条 専門医制度認定委員会は、本細則第 13 条の申請があったときは審査し、プログラム認定の更新を可としたときは理事会に諮る。

後期研修プログラムの認定に関する細則

- 2 専門医制度認定委員会は、前項の審査において申請者を会議に招請し、または委員が現地に赴いて必要な調査をすることができる。
- 3 専門医制度認定委員会は、申請締め切り前に、申請しようとする者に対して申請内容について助言をすることができる。
- 4 専門医制度認定委員会は、認定の更新を否としたときは、その理由を添えて速やかに申請者に通知しなければならない。

(認定の更新の手続き)

第 15 条 理事会は、専門医制度認定委員会から認定の更新可との審査結果が諮られたときは、承認の可否を決し、申請者に通知しなければならない。その際に、不承認の場合は申請者にその理由も通知しなければならない。

- 2 プログラム責任者は、前項の承認がなされてから 30 日以内に認定更新料 30,000 円を納めなければならない。
- 3 理事長は、前項の認定料の納付を確認したら速やかに家庭医療後期研修プログラム認定証を交付する。

(プログラム内容の変更)

第 16 条 プログラム責任者は、認定されたプログラムの内容を変更しようとするときは、様式プログ-3 により理事長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請を要するプログラムの内容の変更は、次の場合である。
 - (1) プログラムの期間
 - (2) 家庭医療専門研修の期間
 - (3) 家庭医療専門研修を行う施設
 - (4) 家庭医療専門研修の指導医
 - (5) 領域別研修の構成
 - (6) 各領域別研修の期間
 - (7) 各領域別研修を行う施設
 - (8) 各領域別研修の指導医
- 3 専門医制度認定委員会は、第 1 項の申請があったときは審議し、その可否を申請者に通知しなければならない。

(プログラム責任者の変更)

第 17 条 認定されたプログラムのプログラム責任者を変更しようとするときは、現プログラム責任者が様式プログ-4 により申請しなければならない。現プログラム責任者が申請できない事情のあるときは、新しくプログラム責任者になろうとする者が申請できる。

- 2 専門医制度認定委員会は前項の申請があったときは審査し、その結果を理事会に諮る。
- 3 理事会は、専門医制度認定委員会の審査を踏まえて承認の可否を決し、申請者に通知しなければならない。
- 4 申請者は、前項の承認がなされてから 30 日以内に認定証再交付料 10,000 円を納めなければならない。

い。

5 理事長は、前項の認定証再交付料の納付を確認したら速やかに家庭医療後期研修プログラム認定証を再交付する。この際の認定期間は、変更前の認定期間と同一とする。

(廃止)

第 18 条 プログラム責任者は、認定されたプログラムを廃止しようとするときは、次の事項を記載した様式プログ-5 により届け出なければならない。届け出の期限は原則として廃止しようとする期日の 6 ヶ月前とする。

(1) 廃止しようとする理由

(2) 廃止しようとする期日

(3) 現に研修を受けている専攻医がいるときは、その者に対する措置

(4) 後期研修を受ける予定の者がいるときは、その者に対する措置

2 理事会は、前項の届け出において(3)および(4)の措置が不十分な場合、プログラム責任者に対して必要な措置や、措置が完遂するまでのプログラムの継続を求めることができる。

3 プログラム運営・FD 委員会は、第 1 項の届け出において (3) および (4) の措置が適切であるか調査し、その結果を専門医制度認定委員会と協議の上、必要な助言をプログラム責任者に行うものとする。

(認定の取消し)

第 19 条 理事会は、要綱第 10 条によりプログラムの認定を取消すときは、理由を添えて速やかにプログラム責任者に通知しなければならない。

2 プログラム責任者は、前項の通知を受けたときは本細則第 18 条の場合を除いて、次の事項を速やかに理事会に報告しなければならない。

(1) 現に研修を受けている専攻医がいるときは、その者に対する措置

(2) 後期研修を受ける予定の者がいるときは、その者に対する措置

3 理事会は、前項(1)および(2)の措置が不十分な場合、プログラム責任者に対して必要な措置を求めることができる。

(異議申し立て)

第 20 条 プログラム責任者（認定の前には認定の申請者）は、プログラムの認定、プログラム責任者の認定、プログラム認定の更新、プログラム内容の変更またはプログラム責任者の変更が認められなかったとき、もしくはプログラムの認定が取消されたときは、様式プログ-6 によって理事長に異議を申し立てることができる。

2 前項の申し立てを受けたとき専門医制度認定委員会は再審議し、理事会に諮った上で、理事長は結果を通知しなければならない。

(改訂)

第 21 条 この細則は、理事会の議決により改定できる。

附則

(施行期日)

- 第1条 この細則は2012年1月9日から施行する。
- 2 この細則は2012年12月17日から改定して施行する。
- 3 この細則は2015年3月29日から改定して施行する。
- 4 この細則は2017年8月6日から改定して施行する。
- 5 この細則は2018年11月10日から改定して施行する。

(家庭医療専門研修施設についての経過措置)

第2条 本則第3条の(1)でいう病院の規模については、2014年3月31日まで問わないものとする。

(小児科研修についての経過措置)

第3条 本則第5条第3項でいう小児科の総合性については、2014年3月31日まで問わないものとする。

(旧学会認定プログラムについての移行措置)

第4条 要綱附則第4条により旧学会認定後期研修プログラム等から移行した認定プログラムには、同条第4項に定める認定期間中、本則第4、5、6条および第7条の(2)と(3)は適用しない。ただし、この期間中に要綱および本細則の要件を満たすように努めなければならない。

(認定の申請に関する2012年度の特例)

第5条 2012年度のためのプログラム認定審査の申請については適宜、学会より示す。

- 様式プログ-1 後期研修プログラム認定申請書
- 様式プログ-2 後期研修プログラム認定更新申請書
- 様式プログ-3 後期研修プログラム認定事項変更申請書
- 様式プログ-4 後期研修プログラム責任者変更申請書
- 様式プログ-5 後期研修プログラム廃止申請書
- 様式プログ-6 後期研修プログラム認定に関する異議申立書